☆クーリングオフ（COOLING－OFF） 頭を冷やして考え直すという意味です。

契約した後でも、本当に必要な契約かどうか冷静に考える期間がクーリングオフ期間です。
一定期間内であれば消費者は無条件で一方的に解除できます。
（クーリングオフできる取引は法律や約款などで決められています。）

クーリングオフ期間（特定商取引法の場合）

取　引　内　容		期間
訪問販売		８日間
電話勧誘販売		８日間
特定継続的役務提供	・エステ ・語学教室 ・学習塾 ・家庭教師 ・パソコン教室 ・結婚相手紹介サービス	８日間
連鎖販売取引（マルチ商法）		20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法）		20日間
訪問購入	業者が店舗以外の場所（例．自宅等）での物品の買取	８日間

《クーリングオフできない場合》

・自分から店に出向いてした取引
・3000円以下の商品などの現金取引した場合
・自動車
・広告を見て電話やインターネットで申し込みをした取引
・化粧品や健康食品など開けて使用した場合

（クーリングオフの書き方：はがきの場合）

契約解除通知

●契約年月日　平成　年　月　日
●商品名　○○○
●契約金額　○○○○○円
●販売会社名　株式会社○○○　○○支店

右記日付の契約は解除します。支払い済の○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成　年　月　日

住所
氏名

切手

簡易書留

□□□-□□□□

○○県○○市○○町　番地

株式会社○○○　代表者様

＊証拠として両面コピーを取り、郵便局窓口から簡易書留で出しましょう。
＊クレジット払いの場合はクレジット会社にも同様の通知を出します。
＊詳しくは消費生活センターへご相談ください。